

～年金は「払い損」なのですか？～

年金制度における世代間の給付と負担の関係について

- 年金については、「払った分戻ってこないのだから、払っても損するだけ」という声が聞かれることがあります。
年金制度は、「世代間扶養」の仕組みであり、個人における損得を考慮すべき性格の制度ではないのですが、そういった声が本当なのか、一定の前提を置いて、各世代の給付と負担(厚生年金については、本人負担分について)試算してみました。



国民年金（基礎年金）の給付と負担の関係について考えてみましょう。

- 平成16年度の年金額（月額66,208円）と引上げが法定されている保険料月額（平成16年度価格）を基に計算すると、2005年生まれの方の場合、保険料総額は811万円、年金総額は1,768万円となります。
- 実際の保険料と年金額は今後の賃金や物価の状況に応じてスライド（変化）させます。今後、賃金や物価が上昇するときには、年金額より保険料を大きくスライドさせることにより、年金財政の均衡を図ることとしています。（保険料のスライド>年金のスライド）
- それでも、基礎年金の国庫負担割合は1/2に引き上げられるため、納めた保険料の1.7倍の給付が受けられる計算となります。

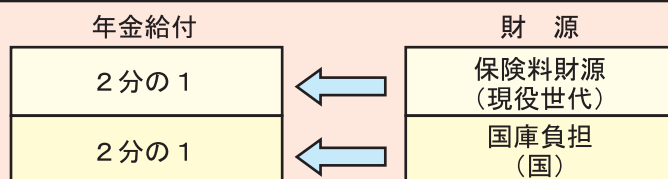
◇1975年生（2005年に30歳の者）			
① 保険料総額	；	739万円	+ 保険料スライド分 [=1,000万円]
② 年金給付総額	；	1,721万円(66,208円×21年8月)	+ 年金スライド分 [=1,800万円]
倍率[②/①]	；	1.8倍	
◇1985年生（2005年に20歳の者）			
① 保険料総額	；	786万円	+ 保険料スライド分 [=1,200万円]
② 年金給付総額	；	1,755万円(66,208円×22年1月)	+ 年金スライド分 [=2,100万円]
倍率[②/①]	；	1.7倍	
◇2005年生（2005年に0歳の者）			
① 保険料総額	；	811万円(16,900円×12月×40年)	+ 保険料スライド分 [=1,600万円]
② 年金給付総額	；	1,768万円(66,208円×22年3月)	+ 年金スライド分 [=2,600万円]
倍率[②/①]	；	1.7倍	

注1：保険料は、20歳～59歳まで40年間納付するものと仮定。

注2：65歳から60歳時点の平均余命（日本の将来推計人口の前提となっている平均余命、男女平均）まで年金を受給するものと仮定。

注3：[]内の数字は、保険料及び年金給付を各世代が65歳になった時点の価格に賃金を基準に換算したものを物価上昇率で現在価値（平成16年度）に割り引いて表示したものです。[経済前提（2009年～）；賃金上昇率2.1%、物価上昇率1.0%]

基礎年金の給付は、主にその半分は国庫負担で賄われ、残りの半分は保険料で賄われます。我が国では少子高齢化が急速に進行しており、高齢者が増加する一方、年金を支える現役世代が減少しますが、国庫負担があることにより払った保険料を上回る給付を受けられる計算となっています。



※ 国庫負担は平成21年度までに段階的に2分の1に引き上げられることとされている。